第三条　（略）

２　申請者は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書（第五号様式）を、機構に対し、その写しを提出し、かつ、申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車を、機構の求めに応じ、機構に提示しなければならない。

一～四　（略）

３　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあっては、第二号及び第五号を除く。）を添付しなければならない。

一　前条第五項第一号及び第二号（二輪自動車、側車付二輪自動車又は三輪自動車について特定改造等をしようとする場合にあっては、同項第一号）に定める証明書の写し又はこれに準ずるものとして国土交通大臣が告示で定める書面

二～六　（略）

４　（略）

５　国土交通大臣は、許可をしたときは、申請者に対し、許可証（第六号様式）を交付するものとする。

（許可の基準）

第四条　法第九十九条の三第三項第一号の国土交通省令で定める申請者の能力の基準は、特定改造等の適確な実施を確保するために必要なものとして、次に掲げるものとする。

一　サイバーセキュリティを確保するための業務管理システムが、国土交通大臣が告示で定める基準に適合していること。

二　プログラム等の適切な管理及び確実な改変のための業務管理システムが、国土交通大臣が告示で定める基準に適合していること（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車以外の自動車について特定改造等をしようとする場合に限る。）。

２・３　（略）

（遵守事項）

第五条　法第九十九条の三第五項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　許可に係るプログラム等の改変による改造に関し、国土交通大臣が告示で定める情報を記録するとともに、これを許可を受けた者の施設において保管すること（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車以外の自動車について特定改造等をしようとする場合に限る。）。

三・四　（略）

附　則

（施行期日）

１　（略）

（経過措置）

２　自動車（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）のうち、国土交通大臣が告示で定めるものについて、特定改造等をしようとする者については、当分の間、第二条、第三条第三項第一号、第四条第一項及び第五条（第一号を除く。）の規定は、適用しない。

第三条　（略）

２　申請者は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書（第三号様式）を、機構に対し、その写しを提出し、かつ、申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車を、機構の求めに応じ、機構に提示しなければならない。

一～四　（略）

３　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあっては、第二号及び第五号を除く。）を添付しなければならない。

一　申請に係るプログラム等の改変による改造に係る能力基準適合証明書の写し又はこれに準ずるものとして国土交通大臣が告示で定める書面

二～六　（略）

４　（略）

５　国土交通大臣は、許可をしたときは、申請者に対し、許可証（第四号様式）を交付するものとする。

（許可の基準）

第四条　法第九十九条の三第三項第一号の国土交通省令で定める申請者の能力の基準は、特定改造等の適確な実施を確保するために必要なものとして、プログラム等の適切な管理及び確実な改変並びにサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。次項及び第五条第三号において同じ。）を確保するための業務管理システムに関し、告示で定める基準とする。

（新設）

２・３　（略）

（遵守事項）

第五条　法第九十九条の三第五項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　許可に係るプログラム等の改変による改造に関し、国土交通大臣が告示で定める情報を記録するとともに、これを許可を受けた者の施設において保管すること。

三・四　（略）

附　則

（施行期日）

１　（略）

（経過措置）

２　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）のうち、国土交通大臣が告示で定めるものについて、特定改造等をしようとする者については、当分の間、第二条、第三条第三項第一号、第四条第一項及び第五条（第一号を除く。）の規定は、適用しない。